大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ゆめマート二葉の里
  - (2) 所在地 広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社泉不動産

代表取締役 田原 英樹

広島市西区商工センター二丁目3番1号

- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社泉不動産

代表取締役 三家本 達也 広島市西区商エセンター二丁目3番1号

(変更後) 株式会社泉不動産

代表取締役 田原 英樹 広島市西区商エセンター二丁目3番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(変更後) 株式会社イズミ

代表取締役社長 町田 繁樹 広島市東区二葉の里三丁目3番1号

- 4 変更年月日
  - (1) 令和7年4月28日
  - (2) 令和7年4月1日
- 5 届出年月日 令和7年7月7日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
  - (2) 広島市東区東蟹屋町9番38号 広島市東区市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間

令和7年7月18日から同年11月18日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 令和7年11月18日
  - (2) 提出先

 $\mp 730 - 8586$ 

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課